

# 令和3年度 第24回庁議要旨

日時：令和4年3月23日（水）

午前9時～午前10時

会場：庁議室

## [審議事項]

### 1 杏林大学との包括連携協定の締結について（復興政策部）

杏林大学では、東日本大震災以降、本市をはじめ被災した地域での視察等を通して、災害に備えるまちづくりや被災後におけるコミュニティの構築等に関する研究に取り組むほか、復興支援をはじめとした社会貢献活動を行っており、地域社会での実践的な学習に積極的に取り組んでいる。

この度、同大学より包括連携協定を締結したいとの申出があり、連携事項や具体的な取組について協議を行ってきた。

杏林大学との包括連携協定締結により、活力ある地域社会の創造、人材育成及び相互の発展を図るもの。

#### (1) 主な内容

##### ① 連携事項

- ア 交流人口・関係人口の創出に関する事
- イ まちづくり、地域の産業・文化に関する事
- ウ 健康・福祉に関する事
- エ 教育、生涯学習に関する事
- オ 学術研究に関する事
- カ その他相互に必要なと認める分野に関する事

##### ② 協定締結期間

協定締結の日から1年間（1年ごとに自動更新）とする。

#### (2) 今後の予定

令和4年3月29日 協定締結式（オンライン）

### 2 石巻市公共施設等整備基金及び石巻市学校施設整備基金の整理統合について（財務部・教育委員会）

「石巻市公共施設等整備基金」は、公用又は公共の用に供する施設の整備に要する経費に充てることを目的として、平成26年4月に設置した。

また、「石巻市学校施設整備基金」は、学校施設の計画的な整備に必要な資金を積み立てることを目的として、平成30年10月に設置したものであり、旧飯野川第二小学校の閉校に伴う財産処分手続きにおいて、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」により、本来は国へ返還する必要があるところ、学校施設整備へ充てるための基金として積み立てることにより、国への納付義務が免除される制度を活用したものである。

これらの基金は、いずれも市の施設整備に充当する経費を積み立てるための基金であり、また、「石巻市公共施設等整備基金条例」の一部改正を行うことで、国が求める学校施設の財産処分に伴う国への納付義務免除の要件を満たすことができることから、類似目的の基金を整理する必要が生じていた。

「石巻市学校施設整備基金」を廃止し、類似目的基金である「石巻市公共施設等整備基金」に整理統合することにより、事務の効率化と基金の適正運用を図るもの。

#### (1) 主な内容

- ① 「石巻市公共施設等整備基金」及び「石巻市学校施設整備基金」の整理統合  
「石巻市学校施設整備基金」を廃止し、類似目的の「石巻市公共施設等整備基金」に整理統合するもの。
- ② 「石巻市公共施設等整備基金条例」の一部改正  
「石巻市公共施設等整備基金」及び「石巻市学校施設整備基金」の整理統合に当たり、学校施設の財産処分手続きに伴う国への返還が生じないよう、国が求める学校施設の財産処分に伴う国への納付義務免除の要件を満たすため、以下により「石巻市公共施設等整備基金条例」の一部を改正するもの。

#### ア 改正内容

第5条（処分）に、学校施設の財産処分手続きに伴い積み立てたものは、学校施設の財源にのみ充当することができる旨の条文を加える。

また、附則において「石巻市学校施設整備基金条例」の廃止を併せて行う。

イ 施行期日 令和4年7月1日

#### (2) 今後の予定

令和4年6月 市議会第2回定例会に石巻市公共施設等整備基金条例の一部改正について提案  
(令和4年7月1日施行予定)

### 3 石巻市消防団員の休団制度の導入について（総務部）

消防団員の確保については、若年齢層及び中間年齢層の確保が難しい状況から、令和2年12月15日消防庁長官より、近年の社会環境の変化等に柔軟に対応するため、近親者や家族の介護、育児等を行いやすい環境づくり等を進め、団員の身分を保持したまま消防団員としての活動を一定期間行わないこととすることができる休団制度を積極的に活用するよう通知された。

消防団員が生業や育児等のやむを得ない事情により、一定期間に消防団活動が困難になる場合、現状では退団を余儀なくされるが、休団制度の導入により消防団員としての身分を維持し、復職しやすい環境を整え、団員減少対策を図るもの。

#### (1) 主な内容

消防団員(部長以上の階級にある者を除く)が休団を願い出た場合は、休団することができる。

- ① 休団期間は1年以上最長3年を超えない範囲とする。

- ② 復職後の階級は、休団時の階級への復職とする。
- ③ 報酬等については不支給とし、退職報償金算定期間については、休団制度活用期間は、算定除外とする。

(2) 今後の予定

令和4年4月 石巻市消防団の組織等に関する規則の一部改正  
(施行予定年月日：令和4年4月1日)

**4 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税及び介護保険料の減免措置期間の延長について（健康部）**

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した方を対象に、令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されている保険税(料)を減免してきたが、今般、減免措置に対する国の財政支援が令和5年3月31日まで延長される取り扱いが示された。

国民健康保険税及び介護保険料の減免措置を延長することにより、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の経済的負担の軽減を図るもの。

(1) 主な内容

- ① 減免対象者の要件、減免割合及び減免の実施方法については従前のとおり。
- ② 減免の対象となる保険税(料)

令和3年度及び令和4年度の保険税(料)のうち、令和5年3月31日までの間に納期限が設定されているもの。

(2) 今後の予定

新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例及び新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

**[報告事項]**

**1 石巻市国土強靱化地域計画に基づき実施する主な事業の作成について（復興政策部）**

都道府県・市町村においては、国土強靱化に係る他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化地域計画を定めることができるとされており、本市においても、令和3年3月に石巻市国土強靱化地域計画を策定した。

同計画第2章脆弱性の評価と国土強靱化の推進方針に基づき実施する事業・取組について、同計画の別冊として毎年度作成するもの。

(1) 主な内容

**【計画に基づき実施する主な事業の概要】**

令和4年度実施予定事業一覧

施策分野

- 行政機能・情報通信等・・・・・・・・・・・・・・ 5事業
- 住宅・都市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17事業

○保健医療福祉	1 事業	
○環境	2 事業	
○農林水産	6 事業	
○交通・物流	9 事業	
○市土保全	7 事業	
○リスクコミュニケーション・地域づくり	8 事業	計 55 事業

※詳細は別紙のとおり

(2) 今後の予定

令和4年3月下旬 石巻市国土強靱化地域計画に基づき実施する主な事業【令和4年度実施予定事業】(別冊)作成、市ホームページ掲載

2 石巻地方拠点都市地域基本計画の改訂について(復興政策部)

石巻地域は、平成5年4月27日に、宮城県知事から地方拠点都市地域の指定を受け、平成6年2月24日に、石巻地区広域行政事務組合を事務局として「石巻地方拠点都市地域基本計画」を策定した。

その後、平成20年度に改訂を行ったが、前回の改訂から10年以上が経過し、社会情勢の変化や東日本大震災による本圏域の変化に対応した計画に改めるため、今年度、石巻地区広域行政事務組合において改訂作業を行い、先般、変更案について県の同意を得た。

本計画に基づき、圏域産業の高度化や公共施設の整備、高次都市機能の集積等を当地域が一体となって推進することにより、活力ある地域社会の形成を目指す。

(1) 主な内容

- ① 計画期間 令和3年度からおおむね令和12年度まで
  - ② 主な変更内容 各種数値、圏域課題、今後の取組、施設等について現状に合わせて変更
- ※詳細は別紙のとおり。

(2) 今後の予定

令和4年3月末 石巻地区広域行政事務組合においてホームページで公表

3 地域再生計画(宮城県移住支援・マッチング支援・起業支援計画)の変更について(復興政策部)

国は、東京一極集中の是正及び地方の担い手不足に対応するため、地方における起業、U I Jターンによる起業・就業者を創出する地方公共団体の取組を地方創生推進交付金により支援しており、本市においては、平成31年3月に宮城県及び県内全市町村の連名で本取組に係る地域再生計画(移住支援・マッチング支援・起業支援計画)について内閣総理大臣の認定を受け当該事業を実施している。

この度、国において、地方移住支援事業の拡充として、18歳未満の子を有する世帯が移住する場合に移住支援金に一定額を加算する子育て世帯加算について令和4年度から同交付金の対象とすることに伴い、宮城県及び県内全市町村の連名で地域再生計画の変更認定申請を行うこととなった。

宮城県移住支援・起業支援・マッチング支援事業に係る地域再生計画の変更認定を受けることに

より制度の拡充を図り、子育て世帯の移住を促進し、より一層の東京圏から宮城県へのU I Jターンによる起業や就業者の創出を図る。

(1) 主な内容

計画の変更内容

移住支援金に子育て世帯加算を追加（18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合に、18歳未満の者一人につき30万円を加算する。）

(2) 今後の予定

令和4年3月下旬 地域再生計画の変更認定見込

石巻市移住支援金交付要綱の一部改正（令和4年4月1日施行）

#### 4 石巻市地域おこし協力隊員の起業等支援について（復興政策部）

地域振興及び地域活性化に資する市外の人材を積極的に受け入れながら、定住・定着を図るため、本市においては、平成29年度から国の制度を活用した石巻市地域おこし協力隊（以下「隊員」という。）を設置しており、これまで9名の方に委嘱し、そのうち4名の方が退任しており、3名が市内での就労や定住に繋がっている。

隊員は、活動期間中に地域協力活動に取り組みながら、退任後の起業や事業継承に向けて取り組んでいるが、令和4年度に退任を予定している隊員が起業を検討しており、本市としても定住・定着に向けてこれを支援する必要がある。

隊員の起業・事業継承に向けて、これに要する経費について支援することにより、地域活性化及び退任後の定住・定着を図る。

(1) 主な内容

地域おこし協力隊の任期終了の日から起算して前後1年以内に市内で起業又は事業継承する者に対して、これに要する経費を補助する。

補助額 1人につき100万円を上限とする。

対象経費 ・設備費、備品費、土地・建物賃借費  
・法人登記に要する経費  
・知的財産登録に要する経費  
・マーケティングに要する経費  
・技術指導受入れに要する経費 等

(2) 今後の予定

令和4年3月下旬 石巻市地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱の一部改正

（施行予定年月日：令和4年4月1日）

#### 5 石巻市消防団員等公務災害補償の見直しについて（総務部）

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）が令和2年6月5日に公布され、同法附則第65条で消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号。以下「責任共済法」という。）の一部が改正されたことに伴い、

石巻市消防団員等公務災害補償の一部見直しが必要となった。

石巻市消防団員等公務災害補償の一部見直しにより、消防団員等に係る公務災害損害補償の適正な運用を図る。

(1) 主な内容

【改正内容】

消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保とする特例の見直しするもの。

なお、改正後の対象者については従前の例による。

改正後	改正前
<p>○石巻市消防団員等公務災害補償条例 第3条 省略</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p>	<p>○石巻市消防団員等公務災害補償条例 第3条 省略</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。 <u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>
<p>附 則（令和4年3月31日条例第 号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 この条例による施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である傷害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日（次頁において「施行日」という。）以後もなお、従前の例により担保に供することができる。</p> <p>3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）附則第七十条第一項及び第七十一条第一項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である傷害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。</p>	

(2) 今後の予定

令和4年3月 石巻市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について専決処分を行い、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

（施行予定年月日：令和4年4月1日）

なお、責任共済法の施行日が令和4年4月1日のため、同日の施行とするもの。

6 令和3年度石巻市復興公営住宅入居者健康調査結果について（健康部）

東日本大震災による被災者の心身の健康状態について、復興公営住宅入居後においても心の問題や体調の悪化などが懸念されている。

復興公営住宅入居者を対象に、健康調査（郵送）を行い、その健康状態を把握することにより、要支援者を専門機関等の適切な支援に結びつけるとともに、今後の支援のための基礎資料とする。

(1) 主な内容

① 復興公営住宅入居者健康調査

ア 調査期間	令和3年9月～令和3年12月
イ 対象世帯数	3,775世帯（令和3年8月18日時点での入居世帯）
ウ 調査世帯数	2,450世帯（回収率64.9%）
エ 調査人数	3,737人
オ 調査方法	郵送による配布・回収

② 調査結果（詳細は別紙のとおり）

(2) 今後の予定

令和4年3月 市ホームページ公開

7 石巻市在宅医療・介護連携等推進会議における所掌事務の見直しについて（健康部）

平成27年度の介護保険法改正により、市町村が実施する事業として在宅医療・介護連携推進事業が位置付けられ、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、令和2年度に石巻市在宅医療・介護連携等推進会議を設置した。

今般、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、在宅医療・介護連携推進事業の見直しがなされた。

石巻市在宅医療・介護連携等推進会議における所掌事務の見直しを行い、医療と介護の両方を必要とする高齢者等が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。

(1) 主な内容

国の実施要綱に基づき、石巻市在宅医療・介護連携等推進会議における所掌事務の見直しを図る。

（所掌事務）

- ① 地域の医療・介護の資源の把握及び活用に関すること。
- ② 在宅医療・介護連携に関する課題の抽出及び対応策の検討に関すること。
- ③ 在宅医療と介護の切れ目のない提供体制の構築推進に関すること。（削除）
- ④ 医療・介護関係者の情報共有の支援に関すること。
- ⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援に関すること。
- ⑥ 医療・介護関係者に対する研修の実施に関すること。
- ⑦ 地域住民への普及啓発に関すること。
- ⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携に関すること。（削除）
- ⑨ 認知症初期集中支援に関すること。
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、在宅医療・介護連携等のために必要な事項

(改正理由)

- ③ 取組全般に関わっているため削除
- ⑧ 県主体の事業であるため削除

(2) 今後の予定

令和4年3月 石巻市在宅医療・介護連携等推進会議設置要綱の一部改正  
(施行予定年月日：令和4年4月1日)

## 8 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限延長について（福祉部）

新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う経済支援策として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている世帯に対し、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給につなげるため、令和3年7月から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給しているが、今般、自立支援金の申請期限を延長する旨の通知がなされた。

自立支援金の申請期限の延長により、新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮する世帯の自立を図る。

(1) 主な内容

令和4年3月31日までとしていた申請期限を令和4年6月30日まで延長する。  
なお、対象要件、支給内容等については、従前のおりとする。

(2) 今後の予定

令和4年3月 宮城県社会福祉協議会から支給要件該当者の提供を受け、随時郵送により通知  
4月 新聞掲載、市ホームページ等による周知

## 9 住居確保給付金支給事業の特例措置の延長について（福祉部）

生活保護に至る前段階の自立支援策の強化及び相談に至っていない潜在的困窮者に対する包括的支援を図るため、平成27年4月より生活困窮者自立支援法が施行され、離職などにより経済的に困窮し、住居を失った方やそのおそれのある方に対し、賃貸住宅の家賃相当分を支給する住居確保給付金の支給を実施しているが、今般、住居確保給付金の支給に係る特例措置を延長する旨の事務連絡がなされた。

新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮する世帯の住居の安定確保を図る。

(1) 主な内容

令和4年3月31日までとしていた再支給の申請期限を令和4年6月30日まで延長する。  
また、令和4年3月31日までとしていた住居確保給付金と職業訓練受講給付金との併給を可能とする特例措置を令和4年6月30日まで継続する。  
なお、対象要件、支給内容等については、従前のおりとする。

(2) 今後の予定

令和4年4月 新聞掲載、市ホームページ等による周知

## 10 石巻市土地取得基金の運用について（建設部・復興事業部）

公用若しくは公共用に供する土地の先行取得を目的とした基金について、類似目的の基金を整理統合し、令和4年市議会第1回定例会において「石巻市土地取得基金条例」（以下、「新条例」という。）の制定並びにその前身となる「石巻市震災復興土地基金条例」及び「石巻市道路用地取得基金条例」の廃止について議決された。

新条例の制定に伴い、当該基金の取扱い等について、「石巻市土地取得基金運用要綱」を制定し、基金の適正な運用を図るもの。併せて前述の廃止条例に係る運用要綱について廃止するもの。

### (1) 主な内容

#### ① 石巻市土地取得基金運用要綱の主な内容

##### ア 土地の取得

当該土地の定着物件の購入に係る費用及び当該土地の取得に関連する補償等に関する費用を含むものとする。

##### イ 基金からの買取り

基金からの買取りは、一般会計において行うものとし、基金により取得した年度から起算し、3か年度以内に事業の用に供するものとする。

##### ウ 台帳の整備

基金の管理運営の状況を明らかにするため、基金に関する台帳を備え付け、整備しなければならない。

#### ② 廃止する要綱

ア 石巻市道路用地取得基金運用要綱（平成17年石巻市訓令第150号）

イ 石巻市震災復興土地基金運用要綱（平成26年石巻市訓令第8号）

### (2) 今後の予定

令和4年3月 石巻市土地取得基金運用要綱制定

（施行予定年月日：令和4年4月1日）

### 【その他】

- ・令和4年臨時会及び令和4年第2回定例会会期日程（予定案）について（総務部）
- ・3月16日に発生した地震に係る災害廃棄物の受付開始について（生活環境部）
- ・同地震に係るり災証明書の受付開始について（財務部）
- ・石巻市社会福祉協議会災害ボランティアセンターにおける単身高齢者等への災害廃棄物処理のボランティアについて（福祉部）
- ・令和3年度庁議の終了について（市長）

以上